

みやぎの幼稚園教諭等に求められる資質能力 (モデル) の概要

令和7年2月

宮城県教育委員会

幼稚園教諭等に求められる資質能力（育成指標）とは

法的根拠

- ◆ 教育公務員特例法（以下「法」という。）第22条の3の規定に基づき、市町村立の幼稚園や幼保連携型認定こども園の園長及び教員の任命権者は、国の「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を参酌し、策定する必要がある。
- ◆ 県教育委員会では、平成30年3月に、任命権者として、育成指標「みやぎの教員に求められる資質能力」を策定し、この育成指標を踏まえ、教員の養成・採用・研修の各段階に通じた資質能力の向上を図っている。

【参考】

平成30年3月 「みやぎの教員に求められる資質能力」・「研修計画」 策定

令和4年5月 教育公務員特例法改正（研修記録の作成、資質の向上に関する指導助言等）

令和4年8月 国の指針の改正（公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

令和4年12月 中教審答申（「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）

令和6年1月 文科省有識者会議取りまとめ（養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ）

教育を巡る状況の策定時からの変化等（定年による大量退職に伴い、新規採用者の増加、GIGAスクール構想に基づくICT活用の加速化、各種計画等の改定）

令和6年1月 「みやぎの教員に求められる資質能力」改定（「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」を明記、「ICTや情報・教育データの利活用」の能力を追記、「養護教諭」・「栄養教諭」の指標を作成、「管理職」について「校長」と「副校長・教頭」に区分し記載 等）



幼稚園教諭等に求められる資質能力の策定について

幼稚園教諭等の育成指標

- 市町村立の幼稚園や幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の園長及び教員（以下「幼稚園教諭等」という。）の場合、任命権者は、市町村教育委員会又は市町村長（以下「市町村教育委員会等」という。）となるため、指標の策定については市町村教育委員会等が行う。
- そのため、県教育委員会として指標を策定する必要はないが、法附則第4条において、指定都市以外の市町村教育委員会等が指標を定める際には、あらかじめ当該市町村を包括する都道府県教育委員会若しくは知事に意見を聴くよう努めることとされていることから、市町村教育委員会等が指標を策定する際には、必要に応じ協力することが望ましいとされている。

幼稚園教諭等の研修計画

- 法律上、幼稚園教諭等に関する研修計画については、所属の市町村教育委員会等が策定する必要がある。しかし、幼稚園教諭等の初任研・中堅研（以下「初任研等」という。）は、法附則第5条及び第6条において、特例として 当分の間、県教委又は県が実施しなければならないとされ、指定都市以外の市町村教育委員会等は、県教委又は県が行う初任研等に協力しなければならないと規定されており、県総合教育センターが主体となって初任研等を実施している。



市町村教育委員会等が任命権者となる幼稚園教諭等については、県教委が策定する指標の対象ではないが、市町村教育委員会等の判断の下、幼稚園教諭等を対象とした指標なども含めて参考として活用できるよう、また県教委が実施する幼稚園教諭等の初任研等を、体系的かつ効果的に実施できるよう、既存の「教諭」の育成指標をベースに、幼稚園教諭等の育成指標モデルを策定するもの。



幼稚園教諭等に求められる資質能力

「教諭」の育成指標との主な相違点

◆ 経験段階における教職経験年数

第0期【新規採用時】	0年
第Ⅰ期【基礎形成期】	1～ 3年目
第Ⅱ期【資質成長期】	4～ 8年目
第Ⅲ期【資質充実期】	9～18年目
第Ⅳ期【深化発展期】	19年目以上

- ☞ 保育所経験者が、幼稚園等へ異動する場合が少ないこと。
- ☞ 採用後10年までの早い段階で主任等になること。

◆ 「授業力」 …「指導と評価に関する力」

◆ 「子供理解」
◆ 「生徒指導力」 } 「子供と関わる力」

- ☞ 「教諭」に求められる7つの資質能力を継承しつつ、幼児期の教育の特性を踏まえ整理



幼稚園教諭等のライフステージに応じた幼稚園教諭等像

第0期 【新規採用時】 0年	第Ⅰ期 【基礎形成期】 1年目～5年目 ↓ 1年目～3年目	第Ⅱ期 【資質成長期】 6年目～10年目 ↓ 4年目～8年目	第Ⅲ期 【資質充実期】 11年目～20年目 ↓ 9年目～18年目	第Ⅳ期 【深化発展期】 21年目以上 ↓ 19年目以上
--------------------------	---	--	--	---

子供たちに最適の学びを提供するため、生涯にわたり学び続ける姿勢を持ち続ける。
東日本大震災の経験を踏まえ、宮城の創造的復興を実現し、持続可能な地域社会を作るため、未来を担う人材を育成する志を持ち続ける。

保育に関する基礎的な知識と技能を備え、幼稚園教諭等としての基本的な力量を身に付ける。	保育、各園務分掌の業務についての一定の職務遂行能力を身に付けるとともに、学級担任としての力量を向上させる。	園組織の一員としての経験をもとに、保育の在り方に関して広い視野に立った力量を向上させる。	幼稚園教諭等として求められる多様な経験を十分に積み、さらに園内における中核的な役割を果たす幼稚園教諭等として全園的視野に立った保育を充実させる。	幼稚園教諭等としての高い専門性を発揮するとともに、園運営上重要な役割を担い、他の教職員への助言・援助など指導的役割や、園や地域全体の保育の質の向上に貢献できる力量を向上させる。
--	---	--	--	--

保育者としての使命感、教育的愛情を深め、広く豊かな教養や人間性を磨く。

主任・ミドルリーダー層	副園長・教頭	園長
活力ある園運営に参画するための企画調整力と実践力を養う。	園経営・運営の補佐及び助言者としての力量を向上させる。	園経営・運営の責任者としてのリーダーシップを発揮すべく、指導者及び園長としての力量を向上させる。

育成指標策定に当たっての主な視点

◆ 「指導と評価に関する力」

- ✓ 幼児期の教育の基本を踏まえ、組織的・計画的な指導
- ✓ 「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力」、人間性等」の3つを一体的に育む

☞ 幼稚園教諭等は、高度専門職としての「保育のプロ」であることが求められるとともに、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、心身の調和のとれた発達を図るために、子供の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導・評価・改善を行うことが重要

◆ 「子供と関わる力」

- ✓ 幼児期にふさわしい教育を行う際は、「子供に対する理解」を深めることが基本
- ✓ 子供の遊びや生活を通して人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として、生きていくための基礎を培う

☞ 幼稚園教諭等は、子供たちと信頼関係を構築することを基盤として子供たちの心の変化や人間関係、集団への適応状況などを把握して適切な指導・援助を行うとともに、集団生活の中で子供が主体的に活動し多様な体験ができるよう援助していくことが必要

基礎的・基本的な資質能力

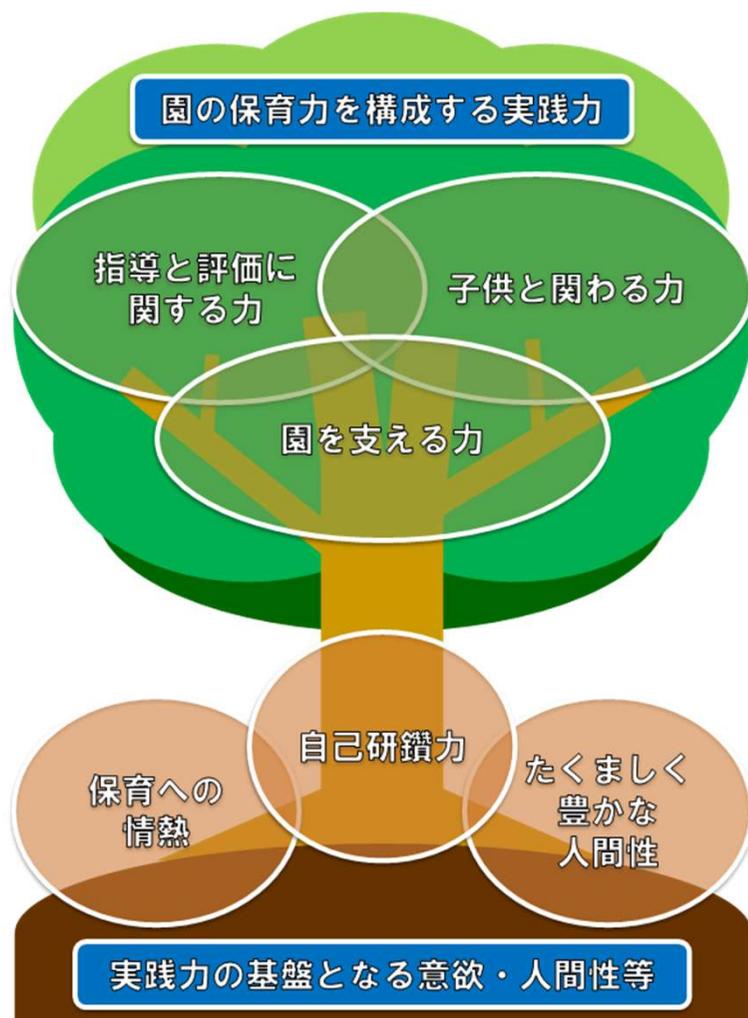
	幼稚園教諭等	(参考) 教諭
園の保育力を構成する実践力	指導と評価に関する力	授業力
	子供と関わる力	子供理解 生徒指導力
	園を支える力	学校を支える力
実践力の基盤となる意欲・人間性等	保育への情熱	教育への情熱
	たくましく豊かな人間性	たくましく豊かな人間性
	自己研鑽力	自己研鑽力

ICTや情報の活用
※

※「保育」や「子供との関わり」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置づけ

管理職・リーダーの資質能力	
園運営能力	園のリーダーとしての基本的な素養
	園経営能力
	組織管理運営能力
	外部連携能力
	人材育成能力





大地にどっしりと根ざし、大空に向かってそびえ立つ櫟（幼稚園教諭等）は、しっかりとした根や太い幹（実践力の基盤となる意欲・人間性等）に支えられて、大きな枝を伸ばしたくさんの葉を茂らせ（園の保育力を構成する実践力）大樹へと成長する。